

# 福井県の企業支援制度 (令和8年度版)

# 経営支援

## 「パートナーシップ構築宣言」への登録にご協力ください！

- 「パートナーシップ構築宣言」とは
  - ・企業規模の大小にかかわらず、取引先と共存共栄の関係を築こうとする皆さまが「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言する国の取組みです。
- 「パートナーシップ構築宣言」・ふくいプラス+
  - ・令和5年度より、産業労働部の補助金において、原則的に登録企業に対する加点措置を行います。なお、点数による審査が無い補助金については、登録企業であることが要件となります。
- 9月、3月は価格交渉促進月間です
  - ・期間中、事例集作成、価格転嫁支援ツールの普及、新聞による広報を実施し、全県的に価格転嫁に向けた気運醸成を図っています。

## 取引適正化対策強化事業

### ①取引条件の改善に向けた取引適正化サポーター派遣の実施

課題を抱える事業者に専門家を派遣し、原価管理分析や販路拡大等による収益改善に向けた取組みに対するノウハウを支援します。

### ②業界団体への取引適正化促進補助金

業界団体が行う、会員向けの取引適正化促進の取組みに対して支援します。

〔補助率〕 1 / 2

〔補助上限額〕 5 0 万円/団体

〔補助対象取組〕 ①価格交渉伴走支援 ②省力化・効率性向上支援

〔受付期間〕 令和8年4月～令和9年2月（予定）

〔申請受付〕 福井県中小企業団体中央会

# 中小企業収益力向上支援事業

## ①企業活動分析による収益力強化事業補助金

バリューチェーン分析等を活用し、生産性向上や業務効率化に向けた設備投資や商品開発など、付加価値を高める取組みを支援します。

区 分	通常枠	前向き枠	大規模賃金引上枠		
			400万円	500万円	
補助上限額	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
補助率※	2/3 (3/4)	2/3 (3/4)		3/4 (4/5)	
付加価値額	年率3%以上増	年率5%以上増		年率5%以上増	
平均給与支給額	2.0%以上増	2.0%以上増	6.0%以上増	7.0%以上増	8.0%以上増

拡充

※県広報への協力の同意および発注者目線での取組事例を提出し認められた場合、補助率を嵩上げ

〔募集時期〕 令和8年4月以降

〔申請受付〕 福井商工会議所または福井県商工会連合会

## ②中小企業設備投資補助金

生産性向上や省力化等を目指す設備投資により、収益力を向上させる取組みを支援します。

補助上限額	1,000万円（製造業の場合、1,500万円） （下限：500万円）
補助率	2/3
要件	付加価値額：年率7.5%以上増 平均給与支給額：8.0%以上増

〔募集時期〕 令和8年4月以降

〔申請受付〕 福井商工会議所または福井県商工会連合会

## 中小企業収益力向上支援事業（制度融資）

### ③産業活性化支援資金（収益力向上支援分）

「中小企業設備投資補助金」に基づく補助事業を実施した中小企業者の資金繰りを支援します。

融資対象者	商工会議所・商工会が実施する「中小企業設備投資補助金」に基づく補助事業を実施した中小企業者
融資期間	15年以内（うち据置1年以内）
融資限度額	1億5,000万円 （ただし、補助対象経費のうち補助金による補助額で不足する額に限る）
融資利率	10年以内1.55%以下　10年超1.95%以下 （令和7年10月1日現在のものであり、今後経済状況の変化等にて変更となる場合あり）
保証料率	0.35%~1.70%
保証料補給	全額補給
問合せ先	県制度融資 取扱金融機関

## 電気・ガス価格高騰緊急対策事業

### ① 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和8年1月～令和8年3月期分）

電気・ガス料金の高騰に伴い、大きな影響を受ける事業者に対して支援します。

〔対象者〕 県内に本社を有し、下記の条件を全て満たす中小企業者

- ① 高圧電力・特別高圧電力の契約をしている、または工業用のガスの契約をしていること
- ② 前決算期における費用に占める電気・ガス料金の割合が3%以上
- ③ 令和8年1月から令和8年3月までの何れか1月の電気・ガス料金が、令和4年4月から令和5年3月の何れか1月に比べ増加（1kWh（または1kg）あたりの電気・ガス料金の増減にて判断）

〔給付額〕	増加額が10万円以上	18万円
	増加額が5万円以上10万円未満	9万円
	増加額が5万円未満	4.5万円

〔受付期間〕 令和8年3月17日～6月16日

## 電気・ガス価格高騰緊急対策事業

### ② 電気・ガス価格高騰緊急対策給付金（令和8年1月～令和8年3月期分）

（※特別高圧電力のみ）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、特別高圧受電者に対して支援します。

〔対象者〕 特別高圧電力を契約している企業（国および公的機関を除く）

〔給付額〕 （1） 令和8年1月～令和8年3月までの × 2.3円/kWh × 2か月分  
何れか1月のうち最大電力使用量

（2） 同 上 × 0.8円/kWh × 1か月分

※（1）と（2）の合計額を給付

※1事業者あたりの上限額240万円/月（最大720万円）

※①の最大18万円の給付金に加えて給付

〔受付期間〕 令和8年3月17日～6月16日

## 電気・ガス価格高騰緊急対策事業

### ③ LPガス給付金（令和8年1月～令和8年3月期分）

国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による支援が行き届いていない、LPガスを使用する事業者および一般家庭を支援します。

〔対象者〕 県内で業務用・家庭用のLPガスを使用する事業者および一般家庭  
※県LPガス協会を通じてLPガス販売事業者へ値引き原資を給付

〔値引き額〕 業務用LPガス（1か月の料金が10万円以上の場合）：1契約あたり10,000円  
業務用LPガス（1か月の料金が10万円未満の場合）：1契約あたり 1,000円  
家庭用LPガス：1契約あたり 1,000円

〔実施期間〕 令和8年6月検針分からの値引き（予定）  
※値引の処理はLPガス販売事業者が実施します。  
LPガス使用者（事業者、一般家庭）からの手続や申請は不要です。

## 県内企業M&A支援奨励金

親族内に候補がないなど後継者問題に悩む企業に対して、従業員や産地内企業など第三者への承継を支援するため、売り手・買い手に対する奨励金を支給します。

〔対象者〕以下の要件を全て満たす事業引継ぎを行った、売り手または買い手

共通：①同族関係者以外の県内中小企業者等が、県内中小企業者の事業を引き継ぐこと

②県事業承継・引継ぎ支援センターに相談をしていること

売り手：①親族内に後継者が不在の県内中小企業者またはその代表者

②代表者の年齢が60歳以上


買い手：①県内中小企業者またはその代表者、創業希望者等の個人


②代表者の年齢が原則50歳未満

〔支給額〕売り手10万円、買い手50万円

〔支給件数〕35件（うち女性枠：5件）

〔募集時期〕令和8年5月～令和9年2月（予定）

担当  経営改革課経営支援グループ  
福井県事業承継・引継ぎ支援センター

TEL  0776-20-0367  
0776-33-8279

## 事業承継に向けた企業価値向上補助金

事業承継に向けた、経営の見える化や会社の磨き上げなど、県内中小企業の企業価値向上に向けた取組みを支援します。

〔対象者〕以下の要件を全て満たす県内中小企業者

- ①現経営者が満60歳以上
- ②おおむね10年以内に親族または第三者への事業承継を予定

〔対象経費〕事業承継に向けた企業価値向上にかかる取組み

例) 財務諸表の整理、売上・費用の分析、労務管理システムの導入 等

〔補助額〕上限100万円(補助率2/3)

〔採択件数〕40件(うち女性枠:10件)

〔募集時期〕令和8年5月~令和8年11月(予定)

## 小規模事業者経営支援事業

中小企業、小規模事業者の必要に応じて中小企業診断士等の専門家を派遣したり、相談会等を開催することにより、経営の安定化や技術力の強化を支援します。

〔内 容〕 企業への専門家派遣

定例相談会、訪問相談会、講習会等の開催

〔対 象 者〕 県内中小企業者


〔問合せ先〕 県内商工会議所・商工会


## 総合相談窓口の設置

(公財) ふくい産業支援センターに総合相談窓口を開設しています。国、県等における様々な支援制度を十分に活用いただけるよう、中小企業診断士等の専門家が、適切な支援施策の提案から申請手続きの完了まで支援します。

〔相談窓口〕 (公財) ふくい産業支援センター  
総合相談窓口 【TEL】0776-67-7421

〔相談方法〕 対面での相談のほか、電話相談、ビデオ通話相談（zoom）、メールでの相談にも対応しています。

担当  経営改革課経営支援グループ  
ふくい産業支援センター

TEL  0776-20-0367  
0776-67-7421

## 県内中小企業の取引マッチングの促進

県内中小企業の取引拡大を図るため、取引相談員による発注情報の提供や、オンラインでの商談等により、県内大手製造業などの発注企業とのマッチングを支援します。

〔内 容〕 ①取引相談員によるマッチングの促進

②オンラインによるマッチングの促進

「TunagU～ふくいの企業発掘サイト～」

<https://www.fukui-bizmatching.jp/> (HPへのリンク)

〔対 象 者〕 県内中小企業者

担当



経営改革課経営支援グループ  
福井県中小企業団体中央会

TEL

0776-20-0367  
0776-23-3042

## ふくいDXオープンラボ（県内企業のDX推進支援）


県産業情報センター内に、県内企業のDX推進拠点として「ふくいDXオープンラボ」を開設し、体験型のデジタルツール展示、相談マネージャーによる無料相談、セミナーや勉強会、専門家派遣などを実施しています。


〔実施主体〕（公財）ふくい産業支援センター

〔事業内容〕 ①DX関連ツールの展示・体験、図書貸出  
②デジタル技術の活用に関する無料相談窓口（予約制）  
③セミナーや勉強会等の開催  
④DX専門家派遣（ITコーディネータを最大3回無料派遣）

〔問合せ先〕ふくいDXオープンラボ（TEL：0776-67-7404）

※なお、④DX専門家派遣は、0776-67-7416 まで

担当  経営改革課産業DXグループ  
ふくい産業支援センター

TEL  0776-20-0537  
0776-67-7416

## ふくいDX企業創出プロジェクト

単なるデジタル化にとどまらず、社内全体でDXに取り組む企業に対し、ITコーディネータや中小企業診断士等の専門家チームを派遣し、各企業の課題に応じたデジタルツールの検討からDX計画の策定、社内のDX推進プロジェクト実行までを伴走支援します。

〔実施主体〕 (公財)ふくい産業支援センター

〔募集対象〕 県内事業者（業種は問いません）

〔受付期間〕 令和8年5月～7月頃


〔募集数〕 ①DX変革応援：5社


・DX構想をブラッシュアップし、具体的な実行案(DX計画)を作成

②DX実践支援：5社

・DX計画の実行に必要な社内体制整備や具体的な運用ノウハウを支援

〔派遣回数〕 10回（企業の費用負担はありません）

担当  経営改革課産業DXグループ  
ふくい産業支援センター

TEL  0776-20-0537  
0776-67-7416

## ふくいデジタル導入チャレンジ補助金

まだDXに取り組んでいない企業を対象に、業務効率化や生産性向上に資するデジタルツールの導入を支援します。

〔対象者〕 従業員100名以下の中小企業・小規模事業者等

〔対象経費〕 県が作成するカタログに登録されたデジタルツールの導入経費

〔受付期間〕 令和8年6月頃～（予算額に達し次第受付終了）

〔補助率等〕 1／2、上限50万円

〔採択件数〕 50件

〔備考〕 無料トライアル期間1ヵ月、補助金申請サポート有り

※カタログに登録するデジタルツールおよび販売事業者については、別途公募します。

〔公募時期〕 令和8年4月～5月上旬頃

## ふくいDX加速化補助金

I o T ・ A I ・ R P A ・ クラウドサービス等のデジタルツール導入に要する経費を助成し、人材育成を行いながら生産性向上や業務等の変革を図る取組みを支援します。

〔実施主体〕 県

〔対象経費〕 機械装置費・システム費、外注費・委託費、専門家経費、クラウド使用料、研修費など

〔受付期間〕 令和8年4月～5月頃

〔補助率等〕 1 / 2 （小規模事業者は2 / 3）  
上限400万円

〔採択件数〕 12件

## 県制度融資

事業者の資金需要の目的に応じた11の融資メニューを設け、金融機関が低利・長期の融資を行うことで、県内中小企業者の資金繰りを支援します。

〔融資枠総額〕 248億円

〔融資メニュー〕

- ①一般資金 中小企業育成資金
- ②セーフティネット資金 関連倒産防止資金、経営安定資金、資金繰り円滑化支援資金、長期借換支援資金、中小企業再生支援資金、中小企業支援緊急資金（災害時のみ）
- ③前向きな資金 開業支援資金、産業活性化支援資金、事業承継支援資金、事業承継支援資金（経営者保証解除支援分）

〔取扱金融機関〕 福井銀行、福邦銀行、北陸銀行、北國銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、京都北都信用金庫、みずほ銀行、三井住友銀行、商工組合中央金庫、福井県医師信用組合、福井県信用農業協同組合連合会

### ○ 経営安定資金（原材料・原油価格高騰対策分、米国関税対策分）の融資期間の延長

原材料・原油価格高騰対策や米国関税対策に関する経営安定資金について、融資期限の上限をこれまでの7年から10年に延長する制度改正を行いました。  
これにより、事業者の毎月の返済負担の軽減を図ります。

## 小規模事業者経営改善資金（マル経資金）への利子補給

県内小規模事業者の借入れ負担を軽減するため、日本政策金融公庫が融資する小規模事業者経営改善資金（マル経資金）に対して利子補給を行います。

〔対象者〕 県内に事業所を有し、日本政策金融公庫のマル経資金の貸付けを受けた小規模事業者

〔補給額〕 マル経資金の利子のうち0.5%相当分  
（ただし、過去に利子補給を利用した事業者については、借換え充当分を除く、新規の借入れ分が対象）

〔補給期間〕 借入日から2年以内

〔問合せ先〕 県内商工会議所・商工会